

新型コロナウイルスワクチン接種 キャンセル待ち希望者登録のご案内

新型コロナウイルスワクチンの接種において、予約をされた方が当日、体調不良等の理由により接種を受けられなくなった場合に、余ったワクチンを有効活用するため、次のとおりキャンセル待ち希望者の登録を受け付けます。

◆対象者

以下の要件をすべて満たしている方

- ・長瀬町内に住所を有すること。
- ・長瀬町が発行した「接種券」がお手元に届いていること。
- ・登録の時点で新型コロナウイルスワクチン接種を一度も受けていないこと。

◆登録方法

裏面の「新型コロナウイルスワクチン接種キャンセル待ち希望者登録にあたっての留意事項」をお読みいただき、内容にご承諾いただいた上で、専用の登録届出書に「ご住所」「お名前」「生年月日」「電話番号」「接種券番号」をご記入の上、長瀬町役場健康福祉課健康担当（ワクチン接種担当）までご提出ください（郵送でも構いません）。

※ 電話・ファックスでは受け付けておりませんのでご注意ください。

※ 専用の様式は、長瀬町ホームページからダウンロードできるほか、長瀬町役場健康福祉課にて配布しております。

◆キャンセル発生時の流れ

町内の集団接種会場（長瀬町保健センター）または接種を行う医療機関においてキャンセルが発生した場合、キャンセル待ち希望者登録をされた方に順番にご連絡させていただきます、集団接種会場や医療機関へ来られる方に接種を受けていただきます。

◆お問い合わせ

長瀬町役場 健康福祉課 健康担当 電話 66-3111内線132, 133
(〒369-1392 秩父郡長瀬町大字本野上1035-1)

新型コロナウイルスワクチン接種 キャンセル待ち希望者登録にあたっての留意事項

- キャンセル待ち希望者登録届出書の記載内容に不備がある場合、キャンセル発生時にご連絡できないことがあります。
- お一人につき複数枚の登録届出書が提出された場合、いずれの届出書も無効とし、その方の登録は抹消させていただきます。
- 登録届出書は、健康福祉課へ届いた日付順（同日に届いた場合は、担当者が処理をした順）に登録台帳につづり、キャンセルが発生した場合、登録台帳の上位者から順にご連絡させていただきます。
- ワクチンの有効期限（溶かしてから6時間以内）の関係上、登録台帳の順位にかかわらず、キャンセルが発生した集団接種会場または医療機関のお近くにお住まいの方に優先的にご連絡させていただく場合があります。
- 登録台帳上の順番が近づいた方には、事前に健康福祉課から状況確認のご連絡をさせていただきます。その後、キャンセル発生時に再度ご連絡させていただきますが、その際、お電話に出られない方やご都合により集団接種会場または医療機関に指定時間までに来られないとご回答いただいた方については、その時点における登録台帳の最下位に回させていただきます。
- キャンセルが発生した集団接種会場または医療機関で接種を受けていただく場合、その3週間後の2回目接種も同一の接種会場または医療機関で受けていただくことになります。
- キャンセル待ち希望者として登録された場合でも、通常どおり予約を取って接種を受けていただいても構いません。また、そのような場合でも、健康福祉課へのご連絡は不要です（ご連絡いただいても、その時点での登録の抹消はできません）。その後、登録台帳の順位によりご連絡させていただいた際に、すでに接種を受けられた旨をお伝えいただければ、その時点で登録を抹消させていただきます。
- 登録届出書を提出された後、健康福祉課にご連絡いただいても、登録状況に関するお問い合わせ（ご自分が確実に登録されているか、登録台帳でどの辺りの順位にいるか等）にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。